

西海市教育委員会（令和3年第9回定例会）会議録

期 日：令和3年9月21日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室（テレビ会議）

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也

学校教育課 参事 坂口 洋介

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第9回定例教育委員会を開会いたします。

本日はテレビ会議として開催します。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第2回七釜鍾乳洞ロードレース大会実行委員会

災害警戒本部会議

就学支援委員会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議

第6回部長会

第2回学力向上推進会議

学びの土台づくり講演会

教育振興基本計画ヒアリング
県知事及び県議会議長への要望
市議会一般質問
県義務教育課人事班来庁
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
台風 14 号接近に伴う事前対策会議
市議会総括質疑
SAIKAI ソフトボールクラブ市長表敬訪問

5. 議事

○教育長

日程第 1 「議案第 64 号 教育財産の用途廃止について（雪浦小学校管理用地）」

○教育長

日程第 1 「議案第 64 号 教育財産の用途廃止について（雪浦小学校管理用地）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

2 ページは位置図になります。3 ページが雪浦小学校周辺の航空写真になります。右下に雪浦小学校体育館がございまして、そこに入る国道からの道といいますか、狭い道路の周辺の赤の点線の中にございます。こちらの土地について用途廃止をするということです。以前はもっと形状が違っておりましたが、現在は公衆用道路等になっておりますので、こういった形で用途廃止をするということでございます。4 ページについては詳しい図面になってございまして、ここの 1311 番 1 と 1311 番 4 ということでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第 64 号の説明がありました。質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第 64 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって「議案第 64 号 教育財産の用途廃止について（雪浦小学校管理用地）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 65 号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第2「議案第65号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

詳しくは3ページからの新旧対照表で確認をお願いしたいと思います。こちらは教育委員会の会計年度任用職員の規則でございます。こちらで下線、太字にしております通学支援員の時間額を820円から830円に変更。それから、学校図書館運営補助員の時間額を800円から830円に変更です。施行は令和3年10月1日からということで、10月分から支給される報酬から適用するというようにしております。

4ページが改正のポイントでございますが、提案理由にありましたとおり、長崎県の最低賃金が引き上げられ、時間額が821円に改正されたということで、これを下回らないように報酬額の改正を行うということでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第65号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

今回の最低賃金の改正は、28円というかなり大きな改正になりました。その上でお尋ねなんですけれども、821円に對しましてですね、830円という数字の切上げ方、これは市役所全体の根拠があるのでしょうか。

それから、学校図書館運営補助員は800円だったところを30円上げるという形になっております。そのところの根拠というものがあのかなというところをちょっと教えていただければと思います。

うちも当然最低賃金に對応しないといけないんですけれども、賃金を上げると、経営に関わってくるわけで、年間経費がいくら変わるかという形で全部シミュレーションをするわけですね。行政も一緒だと思うんです。これは税金で對應されていることになるとは思うんですけれども、実はうちも830円に上げたんですよ。821円ではなくて。やはり、きちんと底上げをしていきたいというところがあって、28円の引上げに9円のプラスアルファというところも計算をして、對應できるようにしたんですけども、そのあたり行政としてはどうされるのかなということを聞いたかったんです。

○教育総務課長

北島委員ご指摘のとおり、教育委員会の会計年度任用職員の報酬額の改定ではなくて、市全体ですね、会計年度任用職員の賃金の改正になります。先ほど改正のポイントでお示したように、県の最低賃金が28円引上げられて、821円という端数がつくような形になっております。通常報酬額を算定する際については、端数をつけないような形で、要は計算を簡略化するということがありますし、説明するときにはやりやすいというところもありますので、821円のところを切上げて830円という形で統一して對應しているところです。教育委員会部局ではなく市全体として、そういった形でこれまでも改定を行っておりますし、今回についても同様の理由で改定額の算定をしているという状況になっております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第65号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第65号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「報告第3号 令和3年度教育費補正予算(第4号)に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第3「報告第3号 令和3年度教育費補正予算(第4号)に係る臨時代理の承認について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

3ページに総括表をつけておりますので、関係部分をご説明したいと思います。まず、1項教育総務費の2目事務局費で2,007千円の減ということで、これは総務課人事班の調整による減額ということでございます。

それから2項小学校費の1目学校管理費でございますが、7,045千円の増ということで、内訳としましては、事務局小学校一般管理費の増と人件費の減ということです。それから、2目教育振興費1,616千円の増ですが、小学校学習支援員派遣事業とGIGAスクール構想推進事業(小学校分)の増ということです。なお、GIGAスクール構想推進事業の増につきましては、遠隔授業用のウェブカメラ及びヘッドセット、大型のマイクを各小学校に購入するというようにしております。

それから3項中学校費でございます。1目学校管理費ですが、3,059千円の増ということで、事務局中学校一般管理費は不足する修繕料を措置したということです。それから、2目教育振興費の1,964千円の増は中学校体育大会出場補助金、2,638千円の増ということで、これは子どもたちの活躍によって、全国大会等の出場補助金が増額になりましたので措置をしたところでございます。それからGIGAスクール構想推進事業(中学校分)の増ということで、255千円、これは小学校分と同様に遠隔授業用のセットの増ということです。それから中学校学習支援員派遣事業の減ということで、929千円の減。これは先ほどの小学校費と組替えて措置をしたということでございます。

次に4ページになります。4項幼稚園費でございますが、932千円の増。これは子育てのための施設等利用給付事業の増ということで、内容としましては国への返還金621千円、それから県費の精算返還金311千円ということで、例年の措置ではありますが、返還と精算をするということで、932千円を措置しております。

それから5項社会教育費でございますが、5,089千円の増。これは人件費の調整ということで増になっております。それから、3目文化財保護費の4,692千円でございますが、

内容のところで、西彼杵半島石鍋制作遺跡保護事業の増ということで、特にホゲット石鍋遺跡が大雨の被害で壊れておりますので、その補修のための専門家による調査費が大きなものになっております。それから国指定で40周年を迎えますので、それに関する講演会費等を予定しているというところでございます。それから5目文化施設管理費で1,805千円の増は事務局文化施設管理費の増ということで、不足する修繕費1,717千円を措置し、PCB調査委託ということで88千円の措置をしているというところでございます。

それから6項保健体育費でございます。1目保健体育総務費3,429千円の減は人件費の調整でございます。それから2目体育施設費2,423千円の増は事務局体育施設管理費の増ということで、修繕料で1,163千円、大島武道館の舗装工事ですね。これが1,260千円の措置をしております。以上合わせまして23,189千円の増ということで、今回、補正予算として措置をしたということでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第3号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第3号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「報告第3号 令和3年度教育費補正予算(第4号)に係る臨時代理の承認について」は原案のとおり承認されました。

日程第4「報告第4号 西海市スクールバスの運行区域以外の運行に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第4「報告第4号 西海市スクールバスの運行区域以外の運行に係る臨時代理の承認について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

4ページが関係資料になります。位置図及び航空写真ということで、こちらが大雨によりビレッジ西海のところで崖崩れにより通行不能となっております。5ページが現場写真となります。行政区や関係保護者等から要望がありまして、こちらに在籍するのは、中学校3年生の生徒が1人だけなんです。車が中に閉じ込められて、今までどおりの送迎が出来ないということでありましたので、支援をするということで、しております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第4号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

提案理由の中で、臨時運行したということで過去形になっているのですが、その期間は終了しているのでしょうか。期間はいつからいつまででしょうか。

○教育総務課長

期間につきましては、9月1日から9月末日までということで、現在も実際運行しているような状況です。一応その処理自体が、8月30日に処理をした、要は臨時運行するという決定をしたということで、過去形の表現を使わせていただいているところです。

○北島委員

了解しました。そうしますと、この原状の回復というか、それは9月末日まで、この臨時運行は終わるといえることでしょうか。

○教育総務課長

今回、台風が通過している状況ですので、その通過後の状況を再度、保護者に聞き取らせていただくような形で考えています。基本的には9月末日までの運行ということで、教育委員会では考えているのですが、やはり実際の各家庭の対応状況によっては、最終的に期間の延長も視野に入れた形で考えなければいけないのかなとは思っております。

○北島委員

現在、スクールバスは南八木原までということで、お電話で聞いた時にはタクシーで送迎されているということだったのですが、やっぱりタクシーの場合メーター走行になってくると思いますので、例えばスクールバスのほうが小迎バス停まで延伸していただいて、タクシー送迎は小迎で乗換ということはお考えではないでしょうか。

○教育総務課長

今回該当する生徒につきましては、路線バスの利用者です。ですから、南八木原のバス停から路線バスの通学費補助を受けて通学しているような状況になっております。ですので、北島委員おっしゃるような形で、延伸をしてということについては、費用対効果でどうなのかなというところもありましたので、対象生徒が1名ということや通行する道幅ですね、そういったところも考え合わせますと、やはりタクシーの運行が望ましいということで、タクシーで現在運行している状況です。

○北島委員

よくわかりました。ありがとうございました。

○寺本委員

6ページに青い道路と灰色の道路とありますが、どういう関係になるのでしょうか。そして、その生徒の家はこの6ページの地図だとどこら辺になるのでしょうか。

○教育総務課長

運行経路につきましては青い線ですね。青い線を実際にタクシーが通っている場所ということでご理解をしていただきたいと思います。ちょうど青い線の左端のほうになりますけれども、西彼町八木原郷というところですね、ここは県道になります。その県道から下に行くとビレッジ西海になります。グレーの線につきましては、最短の経路をインターネット等で確認をしますとグレーの線が第2候補として上がってくるという形です。実際の運行経路ではございませんので、お間違いのないようにいただければというふうに思います。

○寺本委員

そのことを踏まえて、4ページの航空写真ですが、この道が壊れたのは、上の中央の少し左側のこの広い道路に出るあたりでしょうか。

○教育総務課長

はい。上が先ほど説明した県道になります。ビレッジ西海に行く広い道路があるんですけども、広い道よりも下に行ったところが崩れているということで報告を受けております。

○寺本委員

では、今このビレッジ西海は車では行き来が出来なくて、徒歩はできるにしても車は孤立していると見ていいのでしょうか。そして、道が他に見当たらないので、5ページの写真の被災したところを、先ほどの方法で県道まで出るというようなことなんでしょうか。

○教育次長

はい、道路が壊れた箇所としましては中央部分で県道からおりてきたところにカーブがありまして、直線に差し掛かる部分があるかと思えます。ここちょうどカーブを過ぎたあたりが写真のような状況で、県道に出るにはここしかなく、下に通り抜ける道はないということで、この県道に出る道が唯一の道路ですが、そこが崩れたということでございます。

それから、市で全体的に対策会議を行っておりまして、その中での話ですが、人は通れますので、そこを行き来しております。何人かは外出中で戻ったら入れない状況だったということで、県道の脇に何台も停めて、そこまで歩いているという世帯もあります。以上でございます。

○寺本委員

ありがとうございます。十分安全に留意して登校できるように、よろしく願いいたします。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第4号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「報告第4号 西海市スクールバスの運行区域以外の運行に係る臨時代理の承認について」は原案のとおり承認されました。

日程第5「報告第5号 令和2年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」

○教育長

日程第3「報告第5号 令和2年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2 ページが総括表になります。要点を簡単にご説明したいと思います。10款の教育費ですが、教育総務費につきましては、右側の支出済額の欄ですね。こちらをご説明いたします。教育総務費で合計327,699,959円の支出ということで、執行率としましては、92.9%でございました。それから小学校費でございますが、709,947,986円の支出ということで、執行率は92.8%です。それから中学校費ですが、234,696,006円の支出で93.2%の執行率です。それから幼稚園費ですが、28,847,751円の支出で82.5%の執行率です。それから社会教育費ですが、316,463,862円の支出ということで、95.5%の執行率です。保健体育費で、464,775,155円の支出ということで、97.7%の執行率です。合計2,082,430,719円の支出ということで、94.1%の執行率でございました。

3 ページでございますが、令和元年度との決算増減の比較表も添付をしております。最後の行が令和元年度の支出済額でございますが、1,887,334,240円で、令和2年度が2,082,430,719円でございます。増減額としましては195,096,479円ということで、前年度と比較しまして、増減率は10.3%の増という状況でございます。

4 ページ以降は、令和2年度の主要施策成果説明書の教育委員会関係の抜粋を添付しております。こちらは後ほどご確認いただければと思います。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第5号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

教えていただきたいのですが、10ページの報償費と報酬がどう違うのか教えてください。

○教育総務課長

はい。一般的な報償費と報酬の違いですけれども、報酬につきましては、市の職員、要は非常勤職員に支給する給料見合い分になります。報償費につきましては、それ以外に、例えば委員になられている方などに、金銭あるいは物品でお礼をするという形で支出をするものになっております。これについては地方自治法の施行令の中で明確な区分がされておりますので、それに基づいた形で市でも支出をしている状況になっております。

○寺本委員

ありがとうございました。続きまして29ページですが、防犯カメラの設置、これ18ページの小学校も一緒に、設置していただいてありがたいことではあるのですが、この中に、修繕費というものが出ております。新しく設置するのに修繕費が必要なのかなということを思いました。それから関連して、37ページは所管が違うから表記が違うんだらうなと思いますが、今後のことを考えるとどちらかに合わせたほうが見やすいかなと思います。

○教育総務課長

なぜ29ページの修繕料を支出したのかというところですが、防犯カメラにつきましては、カメラと液晶をつなぐ配線ですね、そういったところの設備を新たに組んで、学校施設に設置をするわけなんです。他の配線など既存の施設に手を加えて、カメラを設置したような状況になっておりますので、修繕料という支出区分で支出をしたという形でご理解をさせていただきたいと思っております。

2点目につきましては、寺本委員おっしゃるとおりのところがありますので、今後は表記を統一するようにしたいと思っていますところ。

○寺本委員

細かいことで申し訳ないのですが、市議会に出される資料なので、正確を期したほうがいいと思うのでご指摘させていただくのですが、40ページの決算額の内容が合っていない気がするんですけど、いかがでしょうか。

○教育次長

申し訳ありません。ご指摘の40ページについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○寺本委員

40ページの上の欄ですが、決算額が6,000円になっていて、内訳は消耗品まで入れると40,000円弱で決算額と違うんじゃないかなと。

○社会教育課長

はい。申し訳ありません。寺本委員ご指摘のとおり決算額の6,000円というのは間違っておりますので、ここは内容を再度確認して修正を行いたいと思います。ありがとうございます。

○寺本委員

50ページの上の欄ですけど、大島若人の森野球場トイレ棟改修工事とありますが、その次の行には管理棟（便所）となっているので、文言は合わせられたほうがいいかなと思いました。

○社会教育課長

今後はご指摘があったように、もう少し分かりやすいようにですね、次回から表記していきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第5号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって「報告第5号 令和2年度西海市一般会計（教育費）決算認定について」は原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：10月19日（火）午後1時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時10分閉会）